

平成23年度 第3回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成24年2月22日（水） 午後2時00分～午後4時02分

開催場所：市役所 南51会議室（南庁舎5階）

出席委員：伊豆原浩二 磯部 友彦 小木曾洋司 片木 篤  
光輪 龍雄 太田 博康 清水 郁夫 岩月 幸雄  
杉浦 昇 安藤 康弘  
石川 康夫（代理 伊勢村正明）  
広浜 全洋（代理 大島 正保）  
板倉 孝延 松谷 稔康 播磨 伸次 加藤 昭

以上 16名

事務局出席者：近藤都市整備部調整監

羽根まちづくり担当専門監

都市計画課 栗本課長、安藤副主幹、倉口副主幹、中根係長、池田主  
査、鈴木書記

開発業務課 今井課長、中垣係長

（開会時間 午後2時00分）

## 開 会

### 1 付議書伝達

○司会

皆様、大変お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、また、お寒い中、平成23年度第3回豊田市都市計画審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、都市計画課の安藤と申します。

議事に入るまでの間、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、あらかじめ皆様にお知らせしたいことがございます。これは毎回、お知らせしていることとありますが、まず、この都市計画審議会の会議は、平成15年度より、原則として公開としております。本日は4名の方が傍聴席にいらっしゃいます。

また、会議録につきましても、市政情報コーナーにおいて一般公開するとともに、市のホームページにも掲載してまいりますので、よろしく願いいたします。

ここで、傍聴へお見えの方へのお願いですが、みだりに発言したり、写真撮影、録音等はしないでいただきたいと思っております。また、携帯電話の電源等はお切りくださるよう、あわせてお願いいたします。

次に、本日の審議会ですが、豊田警察署長の石川委員の代理としまして、伊勢村交通課長様に、豊田加茂建設事務所長の広浜委員の代理で大島企画調整監様にご出席いただいて

おりますので、よろしく申し上げます。

また、松本委員と河木委員が都合により欠席されておりますので、御承知おきください。

それでは、ただいまから、平成23年度第3回豊田市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、付議書の伝達ですが、本日、太田市長は公務で不在のため、永田副市長より付議書の伝達をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○永田副市長

豊田市都市計画審議会会長、伊豆原浩二様。豊田都市計画公園の変更について、付議。豊田都市計画公園を次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規程において準用する、第19条第1項の規程により、貴審議会に付議します。

豊田市都市計画審議会会長、伊豆原浩二様。豊田都市計画緑化地域の決定について、付議。豊田都市計画緑化地域を次のとおり決定したいので、都市計画法第19条第1項の規程により、貴審議会に付議します。

よろしく申し上げます。

## 2 副市長あいさつ

○司会

ありがとうございました。それでは、ここで永田副市長より皆様にごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

○永田副市長

皆さん、こんにちは。

大変寒い日が続いてございますが、本日は皆様、平成23年度第3回目の豊田市都市計画審議会に御参加をいただきましてありがとうございます。

本日、2件の議案を付議させていただきました。豊田都市計画公園の変更に関するもの及び豊田都市計画緑化地域の決定に関するものの2件でございます。いずれも豊田市の将来のまちづくりに向けて非常に重要な案件でございますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

永田副市長は、他の公務のため、ここで退席をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○永田副市長

よろしく申し上げます。

○司会

それでは議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料でございますが、本日の「会議次第」と「座席表」、「委員名簿」、それに加えまして、第2号議案に係る資料としまして、「緑化地域の決定に関する意見の要旨」及び参考資料ということで、市の見解を示してあるA4の資料を追加配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の皆様方には事前に送付させていただきました議案書をお持ちいただいているかと思いますが、もし御持参されてないようでしたら、お申し出ください。よろしいですね。

それでは、次に、審議会の成立条件の報告をさせていただきます。

本日は18名の委員のうち、16名の委員の方に御出席いただいております。審議会条例第6条第3項の規定による、2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りたいと思います。

議事の進行を伊豆原会長をお願いいたします。

では、会長、よろしく願いいたします。

### 3 会議録署名者の指名

○伊豆原会長

それでは、会長を務めさせていただきます伊豆原でございます。これより私が議長を務めさせていただきます、進めさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

最初に、会議録次第の3ですね。会議録署名者の指名ということでございますが、運営規定によりますと、議長が指名することになっておりますので、指名させていただきますと思います。慣例によりますと、お名前のあいうえお順ということでございますが、前回は、杉浦委員と播磨委員が御欠席でございましたので、松谷委員と松本委員をお願いいたしました。そこで今回は、改めて杉浦委員と播磨委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。後ほど事務局から会議録を持ってまいりますので、チェックの程、よろしく願いいたします。

### 4 議案審議

#### 議題1 豊田都市計画 公園の変更について

○伊豆原会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。お手元の次第にありますように、本日は、二つの議案になっております。第1号議案「豊田都市計画 公園の変更について」を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第1号議案「豊田都市計画 公園の変更について」説明をさせていただきます

す。本案件につきましては、計画する各公園の面積が10ヘクタール未満であるため、豊田市決定案件となります。議案書は、1ページから8ページ、補足資料については、1ページから7ページとなります。よろしくお願いいたします。

まず、今回の計画書となります。議案書2ページとなります。

今回の変更内容は、五つの街区公園を都市計画決定します。公園の名称は、伊保原公園、草薙公園、けやき公園、なかよしの道公園、南平公園となります。

変更理由としましては、豊田都市計画区域の北西部にある豊田浄水特定土地区画整理事業による新市街地において、レクリエーションや地域交流の場、地域住民の利用に供する街区公園として都市計画決定するものであります。

まず、都市における公園の持つ機能と公園を都市計画決定する意義について説明します。

公園の持つ機能は、地域住民の日常生活において、健康づくりや地域交流の場、スポーツやレクリエーションの場、子供の遊び場などが挙げられます。そのほかにも、都市環境の保全、災害時の避難スペース、良好な景観形成などの機能を備えております。

このように多様な機能を持つ公園を、まちの重要な施設として計画的に位置づけ、将来の公園整備に向けて都市計画決定するものであります。

具体的に決定する項目につきましては、公園の種類、名称、位置、区域及び面積となります。

続いて、公園の種類を説明します。

公園の種類には、主として地域住民の利用を目的とする街区公園、近隣公園、地区公園があります。また、市民全体の利用を目的とする総合公園、運動公園という種類もあります。今回、計画します公園は、周辺街区の住民に一番身近となる街区公園として計画を行います。

画面は、都市計画総括図となります。議案書3ページとなります。

今回の五つの公園は、豊田浄水特定土地区画整理事業の区域内において計画します。

この豊田浄水特定土地区画整理事業は、現在、事業中であります。事業の流れとしましては、区画整理事業区域の都市計画決定を平成4年、組合設立認可を平成5年、仮換地指定が平成8年から始まりまして、現在、工事が行われております。その後、使用収益が平成16年から開始されており、事業完了予定は平成27年となっております。

画面は、平成5年の組合設立時の航空写真と平成23年現在の航空写真となります。名鉄豊田線の浄水駅周辺にて区画整理によって宅地化が進んできているのがわかります。

続いて、公園の位置について説明します。こちらは補足資料の2ページとなります。

豊田浄水特定土地区画整理事業の区域内では、合計12カ所の公園を計画しています。区画整理によって形成される市街地において、公園の役割・機能が効果的に発揮できるよう、街区公園をほぼ均等な位置に配置しております。

画面の緑色で着色しています7公園は、平成18年度と平成20年度に、既に都市計画決定をしております。その7公園につきましては、もう完成している公園や、現在、事業中の公園となります。

赤色で表示させていただいてます5公園が、今回、都市計画決定を予定している公園となります。その位置につきましては、伊保原公園を浄水町伊保原に、草薙公園を浄水町原山に、けやき公園を浄水町伊保原に、なかよしの道公園を浄水町南平に、南平公園を浄水

町南平にという計画をしています。

区画整理区域内の使用収益が開始され、宅地化が進んできたことから、公園整備に向けて都市計画決定を行います。

続きまして、公園の区域と面積となります。議案書の4ページ以降となります。

まず、伊保原公園は、道路に囲まれた区域として、面積は約0.23ヘクタールとなります。続いて、草薙公園は、道路等に囲まれた区域となりまして、面積は約0.22ヘクタール。続いて、けやき公園については、道路に囲まれた区域としまして、面積は約0.15ヘクタール。続きまして、なかよしの道公園については、道路等に囲まれた区域としまして、面積が約0.34ヘクタール。南平公園につきましては、道路等に囲まれた区域として、面積は約0.15ヘクタールとなります。

各公園の施設整備につきましては、地域住民の方々とワークショップを行い、決めていきます。既に工事が完了した公園や事業中の公園につきましても、ワークショップを経て公園設計が行われております。

こちらは、各公園の参考計画図となります。補足資料3ページ以降となります。

まず、伊保原公園、草薙公園、けやき公園の参考計画図となります。こちらは、実際つくる形ではなく、都市計画決定図書参考図面として作成しております。

続きまして、なかよしの道公園と南平公園の参考計画図となります。施設計画は、先ほどの地域住民の方々とワークショップで決めていきますが、実際、市が定めております公共施設緑化ガイドラインや公園の技術基準を踏まえた上で決めていきます。

最後に、都市計画の案の縦覧と今後のスケジュールについて説明します。

都市計画法第17条に基づく案の縦覧を、平成23年11月8日から11月22日まで都市計画課の窓口で行ったところ、縦覧者も意見書の提出もありませんでした。同時に、市のホームページにおいて案を掲載しており、この閲覧件数につきましては、19件でありました。

続きまして、今後のスケジュールにつきましては、本日の豊田市都市計画審議会の後、愛知県との協議を経て、平成24年3月に都市計画決定の告示予定となっております。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○伊豆原会長

ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思いますが、どなたか御質問、御意見、ございませんでしょうか。

#### ○片木委員

この予定地区の公園緑地計画が、豊田市全体の公園緑地計画の中でどのように位置づけられているのかを教えてくださいたいと思います。

また、通常、こういう公園緑地を計画するときには、パークシステム、公園網という概念で、緑の拠点と緑のつながりを考えるものなのですが、ここでは街区公園という緑の拠点についての説明はありましたが、それがどのようにつながっているのかについても説明していただきたいと思います。

○事務局

まず、浄水地区の区画整理事業の中の公園が、市にとってどういう位置づけなのかというところでございますが、豊田市では、平成20年3月に緑の基本計画をつくっております。その中で、浄水地区については、緑化重点地区という位置づけをさせていただいております。この中で、多様な緑を配していこうということになっております。

そういった中で、公園につきましては、区画整理事業であみ出す公園ですから、地区面積の3%以上、1人当たり3㎡以上の公園を配置していくというのが位置づけでございます。

それと、もう1点、公園の緑のつながりという部分ですが、先ほど申し上げました1人当たり3㎡以上と、区画整理区域の3%以上の配置をする中で、今、ご覧になられているのが浄水的设计図でございますが、12カ所、公園がございます。これは、街区公園が基本でございますので、歩いていける公園ということで、誘致距離が250メートル圏内で、適切な距離間隔で配置をしております。公園と公園を結ぶ動線につきましては区画道路によって動線配置しておりますが、歩道があるところについては緑を設けて、連続性を高めていくと考えております。

以上でございます。

○片木委員

その歩道があるところはどこで、どのように街路樹でつながっているのかという質問です。

○伊豆原会長

道路網で、基本的に歩道があるのは、図面で若干色がついている部分が幹線的な道路網ということでしょうか。

○事務局

都市計画道路が浄水駅北通り線と中央通り線とございまして、この大きな道路については街路樹等が既に植わっておりますので、それとのネットワークと、それから1本中に入った道路につきましては、コミュニティー道路になっておりますので、それとつながっているということでございます。

それと、浄水地区というのは高台に広がっておりますので、その北側には北側斜面がずっと広がっておりまして、伊保川がこの下を流れています。ここの緑を将来的には、緑を保全していく場所として緑の基本計画の中に位置づけていますので、そういうものとネットワークを図りながら、ここでの緑のボリュームアップを図っていく一つの手段として、こういう街区公園というのを今回、位置づけさせていただきたいということでございます。

○片木委員

お話を聞いていますと、ネットワークになってないと思います。

○事務局

基本的には、この大きな都市計画道路の街路樹とコミュニティー道路とのネットワークという形で、考えております。

○片木委員

実際に幹線道路に囲まれたスーパーブロックの中央に緑の拠点があるわけですから、その緑の拠点、すなわち街区公園と歩道のある幹線道路がつながってないように思います。

○事務局

先生のおっしゃるのは、こういう公園が個別に存在するだけで、このパークシステムというんですか、緑のネットワークみたいなものを当然考えるべきだけれども、それがちょっと不十分ではないかという指摘でよろしいですか。

○片木委員

そうですね。コミュニティー道路で幹線道路をつなぐのも一つの試みだと思いますが、それは1カ所だけですよ。

○事務局

はい。

○片木委員

これだけ公園を積極的にお作りになっているのであれば、それらを有機的につなげる計画があってしかるべきだと思いますが。

○事務局

この事業の指導支援を行っている開発業務課長の今井でございます。

地区内にある12カ所の公園のほかに、事業区域面積の3.75%を緑地として配置しております。ただ、緑地については、道路法面や残地等を活用するなどしておりますので、先生ご指摘の緑のネットワークという観点から見れば不十分かも知れませんが、緑地面積は十分確保されております。

○片木委員

面積的には申し分なくお作りになっていると思いますが、今、私が質問しているのは、公園間相互の関係性、つながりについてです。

○事務局

浄水の区画整理区域の道路配置について説明させていただきます。

この図面のピンクの部分がコミュニティー道路になっておりまして、この中には植栽帯を設けて、公園をつなぐような計画をしております。

それと、都市計画道路は両側の歩道に大きな植栽帯を設けて、緑のつながりとしていきたいと考えています。

また、地区の北側に斜面がございますので、こういった緑も連携していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○片木委員

それでは、もう一つ質問させていただきます。鉄道の南側地区の公園の密度が、ほかの地区に比べて非常に高いと思いますし、そこにある三つの公園、あるいは五つの公園がコミュニティ道路でつながっていないのも気になるところです。

北側地区では幹線道路で囲われたスーパーブロックのほぼ中央に、街区公園を設けるという規則で作られているように思われます。ところが、南側地区でスーパーブロックを想定しますと、そこに公園が集中して配置されています。その配置の仕方、コンセプトは、どのようなものなのでしょうか。

#### ○事務局

画面に示しますが、この円が、公園を中心にしました250メートル圏内の円になっています。一部、これは近隣公園でございますので、誘致距離が半径500メートルということで、浄水の区画整理は155ヘクタールございますが、この中で歩いていける公園として配置をしておりますけれども、確かに先生がおっしゃられるとおりに、ちょっと南のほうに公園が多いなという感がございます。この辺は、区画整理の法的な整理の中で必要量の公園を設けないといけないということもございまして、どうしても誘致圏内よりも密に入っていく部分が生じてまいります。緑のつながりがないということでございますが、先ほどのコミュニティ道路については、この辺の公園はコミュニティ道路と連携しておりますけれども、この辺の公園につきましては、こちらに都市計画道路の浄水駅中央通り線がございまして、こちらに植栽帯がございますので、こちらとの連携を図りたいと考えております。

#### ○片木委員

南側地区のスーパーブロックを見ますと、東西方向に細いコミュニティ道路をとって公園をつなげていくという計画もあり得ると思います。

#### ○伊豆原会長

南の大ブロックは病院ですね。厚生病院があるわけですから、その厚生病院の機能も含めて、その公園が隣接しているというように考えてはいかがですか。土地利用からいくと、そんな感じがしますが。

#### ○事務局

スーパーブロックというのは、ここが豊田厚生病院になります。ここに調整池がございまして、その周りは緑地になっていますので、この計画の思想では南のほうの拠点として、一体的な緑のボリュームを、創出・保全していこうという考え方が一つあります。

当然、このスーパーブロックの中にも緑化を図っていただいておりますけれども、一



つ南側の調整池と合わせた緑の固まりをここでつくる。

それから、先生が指摘されたように、ここがちょっと浮いている形になっていますが、少しネットワーク上からは外れていますが、誘致圏、換地の計画等々でこの位置になったということですが、基本的には先生がおっしゃったように、いろんなコミュニティー道路だとか、それから大きな都市計画道路等でネットワークを考えながらつくってきたというのが今回の計画になったと思います。

○伊豆原会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○岩月委員

ちょっと関連してですが、緑のネットワークという中で、人の目を見たネットワークというものもあるんですが、鳥だとか蝶々だとかいう自然の側から見たネットワークとして考えると、その樹種、植栽していく木の種類等が問題になるのかなという気がします。ただ、都市計画の中で、そこまでは多分、入ってないですから、その背景としてちょっとお聞きします。先ほどの説明ですと各街区公園については、ワークショップをされて、それぞれの地域の方々がこんな木が欲しいとかいうような話が進んでいるというように思います。その中に、どういう樹種を全体として考えていくのかという指導というか誘導を考えておられるのかどうかというのが1点。

それから、もう1点は、こういったワークショップの中で出てきた考え方ですので、これでは駄目だという話ではないんですが、各公園の植栽計画を見ると、周辺に緑の丸と緑の線で囲まれているという、大体一つのパターンがあるんですが、まず一つは、周辺の緑の丸が高木になるのではないかと思います、余り端に植えると、枝が張り出して、いろいろと周辺からの苦情というのか意見というのが出やすい。端からどのあたりに植えるのが適当だ、というような、そんな誘導がされるのかどうかということ。

それから、もう一つは、これ緑の線で周りが囲まれているような図になっておりますけれども、これが低木の垣根、生け垣のような形になると、視界を遮って、最近ではどちらかというと、安全性の問題で、植栽したばかりのころはいいのですが、育ってきたときに目隠しになるということで、見通しがきかないということで、住民のほうから、逆に安全面で不安を指摘されることがあろうかと思いますが、これについてどのような誘導を考えておられるのか確認をさせていただきたいと思います。

○伊豆原会長

3点ですね。いかがですか。お願いいたします。

○事務局

まず、公園のつくり方の御質問ですが、今、皆様方にお配りしている補足資料の中にございます、図面ですが、これについてはあくまで参考図でございまして、今後、住民の皆様とのワークショップの中で決定していくんですが、ただ、ワークショップですべてを決めていくわけではなくて、基本的な考え方については、事前に自治区の役員さんレベルで

調整を図らせていただいております。

浄水の区画整理の中の公園のテーマをつくる中で、ちなみにこのテーマは、「伊保原団地における緑の創出」ということで、新しい町に潤いと楽しみを持たすという意味の緑景づくりをテーマにさせていただいて、その中でも基本方針の一つの中で、地区内の公園めぐりが楽しめるような住民交流の活性化を基本テーマにしております。

そういった中で、一つ一つの公園の空間づくりの方針が、この基本コンセプトの中で位置づけがされておまして、この方針に基づいて、公園の近くの子ども会や老人クラブの方々にワークショップをやっていただいて、実際の施設配置にするということです。今、見ていただいているのは、基本的な一つ一つの公園のコンセプトに基づいた参考図ということでございます。

先生から、周りの緑が余り茂っていると見にくくなるということもございますので、そういったことも含めて、今後、ワークショップの中で、こういった緑化計画、施設配置にするのかを考えていきたいと思っております。

○伊豆原会長

よろしいですか、今のお答えで。

○岩月委員

樹種に関しては。

○伊豆原会長

何か樹種についてはお考えのところありますか。

○事務局

樹種についてですが、先ほど、基本的なテーマを設けているといった話の中で、地域の代表の方から、その地域にある樹木がやはり大事だということで、もともとあった樹種を基本的には選んでいってほしいという御要望を聞いておりますので、今後、ワークショップを進める中では、在来種といったものを基準に、ワークショップの中で話がされていくと思います。基本的には在来種優先という形になろうかと思っております。

外周等の低木植栽についても、通常管理の中では、70センチメートル以下で刈り込みというか剪定をしていくというのが基本にされております。低木の植栽の意味合いとして飛び出し防止だとか、あと、それが伸びた場合には視距の関係もあろうかと思っておりますので、刈り込みについては、安全性確保も考慮した形で管理がされると思っております。

○伊豆原会長

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○磯部委員

交通安全の立場からも、角地の高木というより中木なんですけども、高木だと割と枝が

上のほうにありまして、見通しがよくなりますが、中木あたりが一番視界を妨げる形になってきますので、これは中身の問題で、これからいろいろ工夫されるんでしょうけれど、お願いします。

あと二つ、大きな話をしますと、例えば目的で防災という話がありますが、具体的に、防災ということで、何か工夫をされていますか。

もう一つは、バリアフリーの観点からいきますと、豊田市は豊田市駅のあたりとか梅坪あたりがバリアフリーの区域ですけども、この地区は入っていません。しかし、公園もバリアフリー化の適応になっていますので、新しくつくる場合には、バリアフリーを考えていただきたいと思います。

この参考の図面を見ますと、何か階段らしきものがあります。中の築山のところはいろんなタイプがございますので、階段しかないというようなことも、これはしようがないというのものもあるかもしれませんが、特に出入り口のところが階段だけというのは、ちょっとまずいんじゃないかなと思います。公園の置かれた高低差とか地形上の条件から、それを克服しないといけないのはわかりますけども、階段だけというのはちょっとまずいのではないか、というのが私の意見でございます。

○伊豆原会長

防災とバリアフリーについては御質問だと思いますが、後半は御提案ということですね。

○事務局

バリアフリーの観点ですが、当公園につきましては、区画整理事業の中で荒造成までを行います。その後、市が公園の施設配置や緑化をやっていきます。

今後、ワークショップをする中で、バリアフリーの観点も踏まえて、なるべく高低差がないように造成をしていこうと考えております。

○伊豆原会長

防災についてはいかがですか。

○事務局

すでに完成した公園の中で高低差のある公園については、全てスロープと階段が設置されております。今後も十分配慮していきたいと思います。

防災につきましては、この事業エリアの中で250m圏内に公園が配置されていることで、一時的な緊急避難場所として大きな役割を果たすものと考えます。

また各公園における施設配置について、ワークショップの中で防災トイレなどの防災グッズの配置を検討していく必要があると思います。

○加藤委員

今の防災について関連ですが、ワークショップの話がありましたが、これからかなり長い期間あると思うんですが、その間に検討されるときに、防災のシステムとか、あるいはどういった区割りで、どんな機能を持たせるか、そういった仕組みづくりは既存の自治区

中心にやられるのか、あるいはワークショップなのかわかりませんが、いずれにしろ、そのときのこの公園の位置なり大きさ、機能は、今回の御提案が前提になって、これを踏まえた上で仕組みづくりをやられるのか。あるいはその考え方は、市として、ここここだけはもう市の方針だというような骨格が出されるのか。あるいは地域住民の自治に任せるのか。その辺の考えをちょっと聞かせていただけますか。

○伊豆原会長

どちらかというと、整備ですね。今の都市計画では、場所と面積だけなんですけど、今おっしゃった御質問は、中身をどうつくっていくか、どう地域の皆さんと使い方を考えていくか。それは防災も含めて、どちらが仕組みまでつくるのかどうかということですか。

○加藤委員

どう活用するかと言ってもいいのですが、ネットワークとして、あるいは地理的な条件が合っているかどうかというのがありますので、ちょっと基本的な考えははっきりしておいたほうがいいなと思いますけれど。

○伊豆原会長

これは整備に対してですから、よろしいですか。

○事務局

当区画整理事業区域内では、浄水小学校が指定避難地になっております。今、見ていただいている12の公園については、一時的に避難するという性格のものでございまして、一時的に避難をして、最終的には浄水小学校に避難してもらおうということでございますので、防災機能としても、例えばあずまやの上に、テントが張れるように、ベンチがかまどになるようなことを、一時的な避難地の公園であっても、そういった機能を持たせているというようなことはやっております。

○伊豆原会長

今のお話では、地域の皆さんと一緒にワークショップとかの中でお話をされながら仕組みをつくっていくという解釈をしたらよろしいですか。

○事務局

はい。

○片木委員

防災に関してですが、街区公園の内ではなかよしの道公園の空地のとり方が気になります。議案書7ページ、資料6ページを比較しますと、もともとの地形が、この公園敷地内で10メートルぐらい高低差があるような傾斜地になっています。ところが、参考図を見ますと、一次造成がこういう形になっているのかもしれませんが、相当盛土をして、もともとの原地形の傾斜がなくなっていますし、その盛土の上に築山を築いています。この多目的

広場の半分以上が盛土で、地盤が非常に軟弱ですので、防災の拠点にはならないように思います。むしろこういう広場、空地に人が集まってくることを考えると、一次造成時から、あるいは二次造成時で、しっかりとした地盤上での公園計画を考えていただきたいと思うのですが。

○伊豆原会長

今の御指摘については何か。今の御指摘を考慮して、何かお考えのところはございますか。

○事務局

区画整理事業は原則土の切り盛りを少なくし、事業費を抑えるというのが基本です。地形上やむを得ず切り盛りが必要な場所もありますが、公園設置場所については、極力現況地盤面となるようにしております。

○片木委員

議案書7ページの図面では、斜面地になっているように見えるのですが。

○事務局

片木委員のおっしゃるように、7ページの図面を見ていただきますと、交差点のところでは7.2mですね。東が8.6から8.5mの標高になっておりますので、この西側のところを盛った形になっています。ですから、それは弱点として考えられるのですが、参考図のほうを見ていただきますと、道路のほうも、それに合わせて盛っておりますので、そこが唯一の弱点になって災害の発生への恐れがあるという形ではなくて、全体として、その周りの地形も合わせて盛って、造成をしておりますので、7ページだけを見ると、盛っていて、弱点になると思われているのかなと思います。

○片木委員

それはわかっています。ですから、一次造成の関係ですかとお聞きしているわけです。

○事務局

一次造成かどうか。

○片木委員

土地区画整理事業ですから、荒造成の段階で、道路レベルに合わせてということはわかっています。それを理解した上で、やはり土を盛っていますね、という指摘です。

○事務局

そうです、盛っています。

○伊豆原会長

この図面の地盤高はもう決まりということですか。

○事務局

既にここは造成が終わっておりますので、現場のほうはできております。ただ、公園自身は、これから内容についてワークショップをやりながら整備をしていくという形になります。

○伊豆原会長

今の片木委員の御指摘を踏まえた上で、考慮しながら整備をしていただきたいと思います。審議会ではここまでは難しいかもしれませんが、参考意見といいますか、御指摘いただいた提案意見としてお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○小木曾委員

済みません、一つだけ。これからのこの公園のワークショップでいろいろ内容をつくっていかれるということですが、これを維持管理していく主体は、どういう形になるか、少し教えていただきたいのですけれども。

○伊豆原会長

整備した後の維持管理ですね。お願いいたします。

○事務局

これは浄水の公園に限らず、豊田市内の公園の管理の仕方として、愛護協会などをつくっていただいて、ごみ拾い等については地元で管理をしていただく。あと、遊具の点検や植栽の剪定などについては、市の公園課のほうで施設管理をまいります。

以上でございます。

○伊豆原会長

そうすると、地元の皆さんが、その公園の美化といいますか、清掃とかそういったものは地元主体型でやって、施設整備については市が関与してやっていくという形で役割分担をしていくと考えていけばいいですか。

○小木曾委員

もう少しダイナミズムが出るような形を考えてほしいです。

○事務局

補足させていただきます。

公園の管理は、愛護会等でやっていただくということになっておりますけれども、そこから一つ発展して、地元でももう少し多くの管理にかかわれるような地元組織でも組織していただければ、管理委託という形も。今、豊田市では順番にこういう制度も始まっていま

すので、そういった可能性も、ワークショップを進める中で、地元への投げかけということも行われる予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

○伊豆原会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○伊勢村委員

交通事故の関係や防犯上関係もありますので、街路灯の設置だとか、先ほど先生がおっしゃられたような、子どものたちだとか出入りする部分で、公園の見通しなんかもきちっと見ていただくような形でお願いしたいと思います。

ワークショップを行うときに、市の交通安全や防災の関係の方たちの意見も取り入れていただいて、より安全な公園にしていだきたいと思います。

以上です。

○伊豆原会長

御意見としてお伺いしておけばよろしいですね。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。

○松谷委員

素朴な質問ですが、この公園の名前には、いろいろな名前がついておりますが、これは皆さんに募集してつけられたのですか。結構変わった名前ですので、少し教えてください。

○事務局

公園名につきましては、先ほどコンセプトをつくった組織があるというお話が出たと思いますが、そちらのメンバーの方の中で、それぞれ特徴出しをしていこうということで、地名だとか近くにある施設、そういったもので、基本的に各公園の名前をつけられています。

○松谷委員

なかよしの道公園というのは、初めて聞くような公園の名前ですね。

○伊豆原会長

わかりました。

ほかにいかがでしょう。

先ほど磯部先生からもバリアフリーの話がありましたが、やはりこういった街区公園ですと、小さい子どもさんからお年寄りの方とか、皆さんが使っただけのような公園づくりが必要だと思いますので、交通安全というものが随分大切になるのではないかと思います。ですから、やはり車の交通というものと、それと別問題として、先ほど片木先生がおっしゃったのですが、ネットワークを含めて、交通安全の観点からやはり何らかの形で道路サイド、いわゆる公園整備だけではなくて、周辺の道路の整備とともに、交通安全的

な、先ほどコミュニティー道路の話も出ましたけれども、そういう視点で、この周辺の道路との関係も一緒にお考えいただけるとありがたいなと思うんですね。むしろ、私はそういうあたりが、使い勝手といいますか、皆さんが近づきやすい、アクセスしやすさとも関連してくるんじゃないかという気がいたしますので、ぜひ、ワークショップは公園の中だけではなくて、周辺の道路の整備の仕方とかいったものも含めて、例えばハンプといった安全の対策がありますが、そういうことも含めて、地元の皆さんと知恵を出し合っただけならと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これはお願ひです。質問ではありません。

○板倉委員

ごみ置き場が後援の区域から除いてあります。ごみ置き場が公園ではないですから、除かれているのはわかりますが、管理はどこがされるのですか。

○伊豆原会長

公園のところのごみ置き場ですね、よろしいですか。

○事務局

今、浄水の中にごみステーションが22ございます。その中で、集会所だとか緑地に置けないところについては公園に隣接して置かせてもらっているんですが、管理については、地元の方たちで行ってまいります。

○伊豆原会長

組織としては、地元の自治区ですか。

○事務局

ごみステーションについては、大体1カ月で半数ぐらいの日が、ごみの指定日になっております。浄水では、地元自治区の役員さんがそこについて、市民の方のごみの出し方などの指導をしておりますので、そういった中で管理もしております。

○板倉委員

用地としては、どういう用地になりますか。

○事務局

用地は市の用地でございまして、環境部の所管です。

○伊豆原会長

ほかにございませんか。

それでは、一応議論も御質問も出尽くしたようでございますので、採決に移りたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、採決いたします。第1号議案「豊田都市計画 公園の変更について」を、原



案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○伊豆原会長

ありがとうございました。

全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

## 議題2 豊田都市計画 緑化地域の決定について

○伊豆原会長

続きまして、第2号議案「豊田都市計画 緑化地域の決定について」を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第2号議案「豊田都市計画 緑化地域の決定について」説明をさせていただきます。

本件は豊田市決定の案件であります。

議案書は9ページ以降、補足資料は8ページ以降となります。

まず初めに、豊田市における緑の状況について説明をします。

豊田市は、平成17年の市町村合併により市域が広がり、北東部の大部分は森林が占める都市となりました。その中、こちらの黄色い線で囲んだ区域、こちらは都市計画区域となりますが、公園や樹林地、農地などの緑地が区域の約7割を占めております。

しかし、この都市計画区域内において、緑が不足する市街地があります。その場所は、こちらの赤い円で囲んだ豊田市駅周辺の都心の中心部となります。

では、その都心の緑の現状を見てみますと、こちらは樹林地や農地などを着色した図面となります。豊田市では豊田市駅を中心に、毘森公園、美術館、矢作川、中央公園、これらを囲んだ区域を緑化重点地区としております。また、この赤い点線で囲んだ区域を都心中心部、約196ヘクタールとしております。

それぞれの区域において緑被の割合を調べますと、緑化重点地区での緑被は約30%に対しまして、都心中心部の緑被は約14%しかなく、このエリアでは緑が不足しているという状態であります。

こちらは豊田市駅周辺でのヒートアイランド現象の状況を示した図となります。だいたい色の濃いところが、その周辺と比べて高温化している箇所となります。左側が1980年、昭和55年、右側が2003年、平成15年の状況となります。都心の中心部は、ヒートアイランド現象の影響を受けやすい地区となっております。

このような状況を踏まえまして、豊田市では平成20年3月、緑の施策の方針となる豊田市緑の基本計画を策定しております。その中で、先ほどの緑化重点地区と都心中心部のエリアを位置づけ、本日説明します緑化地域の検討を進めてまいりました。

この都心中心部、この赤い区域は中心市街地の活性化基本計画において、中心市街地の

活性化を積極的に展開する基本計画区域でもあることから、中心市街地のにぎわいや潤い、景観形成や環境改善に資する緑の一施策として、緑化地域の導入を進めていきます。

それでは、緑化地域を導入するプロセスを説明します。

先ほどの緑の現状から、市の顔となる都心の中心部は緑が不足しています。緑被約14%ということであります。このままでは、宅地化の進展により一層緑が減少してしまう。また、ヒートアイランド現象の進行により、都心環境の悪化が懸念されます。

そこで、環境改善に寄与する緑の目標量として、緑被20%を目標とします。環境改善に向けて、現状の緑被より1.5倍ふやすことを目標として、この率を定めます。

この目標に対しまして、まず公共施設の緑化でそれがとれるのかというところで、公共施設で緑化を凶っても、この目標量の緑には不足してしまう。公共施設でそれを確保できないということで、民有地で緑化の確保ができる施策として、緑化地域制度の選定をしております。

緑化地域の導入の目標に達するための制度設計ということで、今回、説明します対象とする敷地面積や義務化していく緑化率の設定につきましても、この目標量に達することができるよう設定の検討を進めてきました。

これらの目標量に達しますと、都心にある緑化重点地区において、先ほどの緑被率30%が将来、維持できるということとなります。

それでは、制度の内容について説明をしていきます。

そもそも緑化地域とは、都市緑地法第34条に基づく制度でありまして、緑が不足している市街地において、効果的に緑を創出していくため、一定規模以上の敷地内で建築物の新築や一定規模以上の増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務づける制度であります。

次に、具体的に定める項目について説明をします。

緑化地域は、都市計画法及び都市緑地法と豊田市の条例、法の部分と条例部分でおのこの項目を定めることとなります。

まず、この赤枠で囲んだ都市計画法で定める部分の項目としましては、指定する区域、そして義務化する緑化率となります。こちらの対象行為とは是正命令、罰則については、都市緑地法となります。

今回の審議となりますのは、都市計画法で定める項目となります。市の条例で定めていく項目につきましても、後ほど補足説明をさせていただきます。

では、都市計画で定める項目の、指定する区域と義務化する緑化率の説明をしていきます。

都市計画で定める内容としまして、都市計画のこちら計画書となります。議案書の10ページとなります。

緑化地域は、都市計画法第8条の地域地区の一つとして決定しますので、その種類は、緑化地域ということになります。その区域の面積は、都心中心部の約196ヘクタールとなります。義務化する緑化率につきましても、緑化率の最低限度ということで、この地区で、用途地域で既に指定されている建ぺい率の区分に応じて、建ぺい率60%の地域では緑化率を15%と、建ぺい率80%の地域では緑化率の最低限度を5%とします。

計画書の下段について説明をしますと、こちらは建築行為において、用途地域で既に定

めている建ぺい率が、建築基準法第53条第3項の規程により緩和措置を受け建ぺい率が変わる場合や、高度利用地区内での都市計画の規程により建ぺい率を別で定める場合は、それらの建ぺい率に応じた緑化率の最低限度を定めるところであります。

こちらが指定する区域となります。議案書12ページとなります。

指定する区域は、赤線で囲んだ都心中心部の区域となります。画面上、北側の区域界は、挙母小学校の南側の都市計画道路豊田則定線の中心線、東側の区域界は用途地域の区域界、そしてこの南側の区域界は、スカイホール豊田の南側の市道初陣線及び市道樹木線の中心線、西側の区域界は枝下用水の中心線となります。

次に、都市計画で定める緑化率の最低限度は、用途地域で既に指定されている建ぺい率に応じて、建ぺい率60%のところの緑化率は15%以上、建ぺい率80%のところは緑化率5%以上とします。

続きまして、対象とする行為となります。

対象とする行為につきましては、二つあります。建築物を新築する場合と、もう一つは、建築物の床面積の合計が1.2倍を超える増築をする場合となります。これは緑化地域指定日と比較しまして、1.2倍を超える増築の場合となります。

続きまして、補足説明としまして、豊田市条例で定める項目について説明をします。こちらの赤枠の部分となります。

豊田市条例で定める項目としましては、1つ目に対象とする敷地面積、2つ目に環境負荷低減率、三つ目に緑化施設の管理方法、勧告・公表という項目になります。

対象とする敷地面積と緑化施設の管理方法につきましては、都市緑地法において条例で定めることができる項目となっております。残りの環境負荷低減率と勧告・公表につきましては、今回の条例の中で独自に設定するものであります。

それでは、対象とする敷地面積と環境負荷低減率について説明をします。

まず、対象とする敷地面積につきましては、条例にて500平方メートル以上とします。今回の都心中心部における敷地の分布状況等を踏まえまして、区域において緑の広がりやまとまりが確保されるよう、500平方メートル以上の敷地を対象とします。

次に、条例の独自基準となります環境負荷低減率であります。この環境負荷低減率とは、都市計画法で定める緑化率に上乗せする5%をいいます。法で定める緑化率では計上ができない壁面緑化の全面積や太陽光発電パネルの面積を計上可能とする率とします。環境負荷低減施設については、太陽光発電設備や、その他市長が環境負荷の低減に資すると認めた施設・設備とします。

この条例では、都市計画の先ほどの定める緑化率に今の環境負荷低減率を加えた率を、緑化率等という名称に定義します。

その緑化率等を表であらわしますと、建ぺい率60%の地域では、緑化率、都市計画で定める部分の15%に5%を上乗せしまして、合計20%以上。建ぺい率80%の地域では、都市計画で定める5%の緑化率に加えまして条例の5%で、10%以上となります。

その緑化率等を用途地域図で説明しますと、都心中心部は現在2種類の建ぺい率が指定されております。桃色の地域は、建ぺい率80%でありますので、緑化率等が10%以上の区域となります。外側が、黄色の地域が、建ぺい率60%でありますので、緑化率等は20%以上の区域となります。

こちらが、今後、緑化地域が指定された場合の申請手続の流れということのをイラストにしたものでありますが、緑化地域内で建物の新築・増築をしたいという時に指定された緑化率を確認していただいて、緑化地域の規定に該当していくという場合は緑化率等を踏まえまして、建築計画とともに緑化計画を作成していただきます。

先ほどの都市計画で定める緑化率ということで15%と5%については、建築基準関係規程に該当しますので、建築確認申請の前に緑化率等の適合証明という手続が必要となります。

そして、緑化計画や建築確認が承認された後、建築工事、緑化工事が始まりまして、緑ある住宅が完成するということとなります。

制度の内容につきましては以上となりまして、ここからは、これまでの手続について報告をします。

まず、緑化地域指定に向けた住民説明会です。住民説明会は、これまで平成22年11月に2回、平成23年3月に3回の計5回実施しておりまして、延べ117名の方の出席となりました。その住民説明会では、さまざまな意見をいただいております。

まず、公共施設の緑化を積極的に進めてほしい。緑は大切、緑化への考え方は賛成であるといった意見があった中、緑化は維持管理が大変、管理の助成が必要、義務化なら固定資産税への配慮が必要、緑化地域制度に対するメリットがない、など厳しい御意見もありました。

また、今年度、パブリックコメント制度による意見募集というのも行っております。期間は平成23年9月15日から10月15日の1カ月間行ったところ、意見の提出が2件ありました。

内容を紹介しますと、一つ目は、住民説明会での意見の報告をしてほしいという意見がありました。その対応として、パブリックコメントの資料では住民説明会の概要は既に掲載済みではあったのですが、後日、市のホームページに、説明会全5回の詳細な意見を掲載しております。

二つ目は、緑化の推進による鳥害・害虫等の対策についての意見があり、その回答として、「管理方法等、多方面から検討し、緑化ガイドブックなどを配布して、市民啓発することで、良好な緑化の普及に努めます。」と回答しております。

続いて、都市計画の案の縦覧。都市計画法第17条に基づく縦覧を、平成24年1月10日から1月24日までの2週間、都市計画課で行っております。縦覧者はゼロ名、意見書の提出が1件ございました。同時に、市のホームページも縦覧内容を掲載しておりまして、その閲覧件数は48件でありました。

続きまして、その縦覧での意見書について、その要旨と豊田市の見解について説明をします。

質問の要旨は4点ほどになります。

意見を個々に説明していきますが、先ほど、参考資料として皆様に配布しています。

一つ目は、「将来の人口増加等をかんがみ、196ヘクタールの地域外も緑化地域とする必要はないのか。」という意見に対して、市の見解は、市街化区域において、緑被率が特に低い地域は、都心中心部に限られております。また、市の顔となるエリアで緑化重点地区や中心市街地の位置づけから、緑化の観点から重点的に施策を行う地域であることか

ら緑化地域指定を行うものであり、地域外まで拡大する必要はないと考えます。

二つ目は、「市が一方的に緑化率を指定するものであり、緑化の部分には課税をしなくてもよい。」という意見に対して、市の見解は、緑化助成制度の活用で設置者の負担軽減を考えていくため、課税での軽減は考えておりませんとなります。

三つ目は、「鳥のふん・害虫・木の剪定など、多くの問題点が将来的にあると思う。」という意見に対して、市の見解は、緑化による恩恵が多い反面、害虫対策や剪定等の維持管理の問題が懸念されます。植栽ガイドブック等で緑化手法や維持管理等を公開し、緑化施設の設置者の負担軽減に努めますと考えます。

四つ目ですが、「都市計画の説明会に来た人は緑化地域に反対と思われる。反対者がいても緑化地域制度を進めるのか。」という意見に対して、市の見解は、住民説明会、パブリックコメントを踏まえた結果、緑化地域への大きな反対意見はなかったため、市民の方々のおおむねの理解が得られたものと考えますということであります。

以上のことから、緑化地域の指定は適切なものと考えております。

続きまして、今後のスケジュールとなります。

本日の豊田市都市計画審議会の後、愛知県の協議を経て、緑化地域の条例を今年度の3月市議会に上程し、平成24年3月の公布予定としております。

また、来年度4月からは、周知期間として6カ月間をとりまして、広報やホームページへの掲載、解説書の配布などの啓発を行いながら、平成24年10月に緑化地域の都市計画決定の告示と条例施行を予定しております。

豊田市では、緑化地域とともに、他の緑化施策にも取り組みます。

その一つとして、まず、公共施設における緑化指針としまして、「公共施設緑化ガイドライン」の運用を、今年度4月から開始しております。具体的には、公共施設の種類に応じて確保すべき緑化率を設定して、施設工事において緑を確保していきます。既に実績があり、緑の創出を行っております。

また、都心中心部においては、現在策定中ではありますが、「グリーンプロムナード計画」を実施していきます。この計画は、都心中心部において緑化重点路線を選定しまして、短期集中的に見える緑の創出を進めます。具体的には、緑化重点路線の道路緑化、沿線の公共施設緑化、駐車場緑化等を進めていきます。

最後は、緑化地域とともに運用予定であります「緑化助成」であります。

緑化助成につきましては、現在、愛知県の「あいち森とみどり都市緑化推進事業」による助成制度がありますが、この県の助成制度の対象規模を緩和した「緑化助成」を導入する予定であります。

具体的には、こちらの屋上緑化、壁面・空地緑化などが、県の対象規模が100平方メートル以上のところに対しまして、市の助成制度では10平米以上とします。生け垣についても、県の基準では50メートル以上のところを5メートル以上とし、対象規模を緩和しまして、小規模な緑化にも助成することで緑化地域の負担軽減と、さらなる緑の広がり期待するものであります。

都心中心部におきまして緑化地域制度を初め、公共が率先して緑化施策に取り組み、環境モデル都市の玄関口にふさわしい緑あふれる都心を目指していきたいと考えております。

大変申しわけありませんが、補足資料の一部修正をお願いしたいと思います。

補足資料の9ページのA3の資料でございますが、右側の上の対象者ですが、「床面積が1.2倍以上」と書いてありますが、これは「床面積の合計が1.2倍を超える増築をする場合」に修正します。

もう1カ所、11ページの枠内下の③の「8/10%」という表示がございますが、「%」は要りませんので削除をお願いします。また、その8の前に「建ぺい率」という表現が必要となりますので、追加をお願いします。

以上をもちまして、第2号議案の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○伊豆原会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明を受けましたけども、それについて何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○片木委員

この地区では、水と緑のネットワークが既につくられています。それは非常にすぐれた案だと思いますが、その実施の度合いはどうなっているのでしょうか。

○伊豆原会長

進捗状況ということですか。

○片木委員

進捗状況です。

○事務局

水と緑のネットワークの基本的な考え方ですが、毘森公園は、再整備計画をつくっておりますが、財政状況の悪化によって少し中断しております。毘森公園自身は、今、都市公園として供用開始していますが、再整備計画をして、これをもう少し作りかえていくことが予定はされていますが、今、事業は中断しています。

それから、中央公園につきましては、ここにスタジアム17ヘクタールが既に矢作緑地として計画決定して供用開始しておりますが、残りのところにつきましては、基本構想をつくっておりますが、これも中断ということで今止まっております。

それと、今、御説明しました緑化地域をこの196ヘクタールの中でやっていくという形と、それから、この中心市街地には安永川という準用河川と、それから兎ノ口公園の真ん中を通る五六川という準用河川と、それから初陣川が鉄道の西側を通過して、瑞穂町のところで合流しております。これにつきましては、今は1級河川安永川と初陣川が合流する下流のほうの事業を平成27年度末、28年3月の供用開始を目指して、建設部河川課でトンネル工事、10トンに100トンに広げる事業を展開しております。それ以降、初陣川、安永川の準用河川の整備に取りかかっていくということですから、30年度以降の計画になるかと思えます。

今の後期実践計画の中には、まだ入れておりませんが、水と緑のネットワークとして、この五六川や安永川、それから初陣川につきましても、今、3面張りの水路ですが、それ

をもう少し工夫するような形の計画づくりを河川課が行っています。まだ計画の段階です。

#### ○片木委員

ヒートアイランドを軽減していくには、水と緑を組み合わせ、ネットワーク化していくという考え方が非常に有効だと思います。ところが、今、ここで挙げられているのは、民間敷地内に小規模の緑を作っていくということで、それが非常に分散的にちまちまとあるだけです。豊田市緑の基本計画を推進し、ヒートアイランド現象を軽減していくのは結構だと思いますが、なぜこのように民有地側で考えないといけないのでしょうか。

また、この5%や15%は、何らかのシミュレーションをされた結果、はじき出されているのでしょうか。

#### ○事務局

先ほどの説明の中で、都心の中心部につきましては、緑被率が14.2%しかないということで、目指すところが20%で、約1.5倍となります。20%の緑被率があると、ある一定のヒートアイランドが減少になるという過去の調査がございます。

そういった中で、公共施設で緑化を今後進めていこうと思っっているんですが、公共でやれるところが、196ヘクタールの中の約4ヘクタールで。公共の中で目いっぱいやっても4ヘクタールしかやれません。そうすると、もともと現在は14.2%のところ、16.2%になります。公共で幾らやっても、16.2%までしか底上げできませんので、これについては民間の力もおかりして、20%の目標値を目指していきたいということがこの考え方です。

それと、シミュレーションにつきましては、公共がやっても足りない部分については民有地をお願いしていくんですが、敷地面積を、先ほど説明の中では500平米と申し上げたんですけども、300㎡だとか500㎡だとか1,000㎡で、いろんなシミュレーションをやりました。敷地面積と、あと緑化率等も今回は20%と10%なんですが、5%刻みで、いろいろとシミュレーションをした結果、500㎡で20%と10%の5%部分を民有地の方をお願いしていきたいということで、説明会などでさせていただいて、一定の理解が得られたということで、今回、説明のほうをさせていただいております。

以上でございます。

#### ○片木委員

シミュレーションについてですが、私は、風の道によってこれだけヒートアイランドが低減されるというシミュレーションのことを言っているのですが、今、おっしゃったシミュレーションとは違いますよね。

今日の説明は数字だけ、すなわち何パーセントになれば何々というだけです。実際にヒートアイランドを軽減するには、数字だけではなくて、定性的に緑をどのように配置し、水とどのように関連付けて、風の道をどのように作るのかが関係してくると思うのですが。

#### ○伊豆原会長

今の御指摘について、回答をお願いいたします。

#### ○事務局

委員がおっしゃるように、風の道、ここはちょっと盆地になるんですね。地形からいきますと、西側の台地からこの枝下緑地の枝下用水のあたりに河岸段丘がありまして、一段下がって、中心市街地が一番低くて、また中央公園を越えると、東山や美里だとか、こちらの台地に行くという形になります。

どちらかという盆地みたいな形になりますので、大きな風の道としては、やはりこの1級河川矢作川がヒートアイランドだとか、ここに滞留する大気の汚れみたいなものを浄化する、一つ大きな浄化装置になっております。この矢作川をどういうふうに生かしながら、ネットワークを考えて緑をふやしていくかということの基本計画の中では考えております。

ただ、今、委員がおっしゃったようなシミュレーションは、やってはおりませんが、基本的な考え方としては、この矢作川を生かす、当然、風が大きく朝と昼、夜で動いてますので、それを遮らないような何らかの方法、例えばこちら辺でちょっと大きなマンションだとか、大きなものができてきてしまうと遮ることになりますので、少し緑とはかけ離れていきますけれども、そういうことができるかどうかという話も含めて、今後、考えていきたいと思っております。この矢作川との関連をいかにこの中でつなげていくかということを最重点にして、いろんなネットワークを考えていきたい。

特にこの南北、毘森公園と中央公園を結ぶ一つの軸については、大きく緑の総量もふやしながらやっていきたいということと、随分先になってはしまいますが、町の中を流れる準用河川を、もう一度、表に出して、その中でも小さな風の流れを、道を遮らないようなものも、この中につくっていききたいということを今、考えております。

#### ○片木委員

その考え方は非常に良いと思うのですが、そのことと、今回提案されている緑化地域を制定し、民有地側でちまちまと緑を作っていくこととはどうリンクするのでしょうか。今回の提案が基本計画に対してどのような効果を及ぼし、最終的に、ヒートアイランドがどのように低減されるのでしょうか。

そうでないと、数合わせになりかねません。具体的には、敷地が建ぺい率80%、容積率が400%だとすれば、5階建ての建物が建っているわけです。その敷地が500平方メートル、それなりの緑化面積が出てきますが、その緑化面積をとる場所は、日照によって変わるはずで、当然、緑を育てられるような場所に、とらないといけないからです。従って、民有地で緑地がとれる場所は、ある程度決まってしまう。その緑地が、基本計画とどうリンクして、どのように貢献しているのかをお聞きしています。

#### ○伊豆原会長

今、御指摘いただいた敷地面積500平米というあたり、これはある程度、今の御指摘だと、想定された上で、何らかの形で今の緑の基本計画とリンクしているのか、こういう話だと思うんですが。



#### ○事務局

民有地の緑化をする目的は、先ほど申し上げましたけれども、緑被率20%なのですが、緑被率20%をとることによって、どういった効果があるのかということについてですけれども、今、画面の絵を見ていただきたいんですが、2003年9月に上空から撮った航空写真でございます。特にこのグリーンのところにつきましては、温度がこういった都心の中心部よりも低いということで、ヒートアイランド現象の抑制効果が発現している区域でございます。ここの緑被率を計算いたしますと、大体20%ということがわかってございます。こういったことで、公共と民間を合わせて20%の緑地を設けることによって、一定のヒートアイランド効果の減少に資するんじゃないかならうかということで、今回、この制度設計をいたしました。

#### ○伊豆原会長

今の御説明でいくと、先ほどの緑の基本計画の中でどうだという話と、どうやってリンクさせるかと、こういうこともこれから考えていただきたいということなんだと思うんですね。

今、もう一つは、都心中心部での建ぺい率と容積率で用途地域が分かれていますけれども、その中で500平米以上のものというのがどれぐらい想定されたかということが、一つは今の片木委員からの御指摘だと思うんですね。だから、どこまで民間の皆さんに500平米というのがどこら辺まで歯どめに効くのかあたりが、今のシミュレーションで300㎡とか1,000㎡という面積で計算してみたけどもというんだけども、実際問題として、都心のエリアで、そういうのがどの程度とれていくのか、今のお話でね。そこらあたりが少し見えにくいんじゃないかという御指摘だと思うんですね。

#### ○事務局

196ヘクタールの中に500平米を超える筆数は、大体全体の2割です。面積にすると5割以上になっています。新築や増築時に緑化をお願いする関係で、過去5年間の建築確認申請を見ると、500平米以上の新築や増築は、年間7件ほどですので、ざっと面積にすると1年で1,000平米の緑が生まれます。

こういったことは、非常に先の長い話ですが、500平米以上の土地でこういう緑化率を持っていただくと、計算では、最終的には20%の緑が確保できるということでございます。

#### ○松谷委員

素朴な疑問ですけど、これを守らなかったときの罰則はどうなっていますか。庭を壊して駐車場にしているところが結構多いですけど、確認申請のときは適合して、補助対象にして助成してもらって、3年か4年過ぎたら、何かの理由で緑化を取った場合の罰則規定ですか、そういうものがわかりませんでしたので、お願いします。

#### ○事務局

今回、説明させていただいています緑化率が20%と10%ということで、法で定める15%と5%の部分についてなんですが、これについては緑化をしていただけない建物については建築確認申請がおりないんですが、建築確認申請時に緑化をしてもらった後に、例えば枯れてしまうとか、切ってしまうとかいった場合には、これは法律違反になりますので、是正の勧告などを行います。それでも守っていただけない方については、罰則規定として50万円以下の罰金か1年以下の懲役となっております。ということで、緑の担保制を高めるということで、そういった制度がございます。

○伊豆原会長

今の説明でよろしいですかね。都市計画法上での罰則規定はありますが、5%のほうは条例ですから、罰則規定はないことになると思います。

○松谷委員

行政側として罰則をしっかりとやってもらいたい、明文だけで終わらなくて。

○伊豆原会長

ありがとうございます。

○大島委員

先ほどの意見や御指摘の中で、減税措置だとか、そういったことがありましたけども、民地を活用していこうと思うと、今のこういう不景気の中、やはり民間、特に工場等、法人事業税とか、そういったものを減ずると、インセンティブを置くようにしていかないと、なかなかそう民間のほうもやってくれないと思いますね。そういうところは、いろいろな重要性があると思いますが、何かありますか。

○伊豆原会長

ちょっとインセンティブの関係のこと、もう少し丁寧をお願いいたします。

○事務局

先ほど説明をさせていただいた愛知県の、今、1人当たり500円税金を出して、それを基金にした緑化制度として、もう既に愛知県で平成21年に制度が運用されておりますが、豊田市は平成22年8月からこの制度を使わせてもらっています。しかし、県の助成は非常にハードルが高くて、緑化面積が100平米以上ないといけないとか、生け垣であれば5メートル以上ないといけないということで、そういう面で3件しか使われていないということで、こういった都心の緑化地域制度を運用すると同時に、こういったハードルを相当下げさせていただいて、緑化面積が10平方メートル、生け垣が5メートルと。それと、この交付率、県は一律50%ですが、豊田市の場合は、周りの方と一緒にやっていただいたときには60%にしようということだとか、あと、先ほど説明させてもらったグリーンプロムナード事業の沿線でやる緑化については、個人の場合には80%、周りと一緒にの場合には90%ということで、税金の減免ではなくて、こういった緑地を設けてい

ただくときの助成という形で援助していきたいと考えております。

以上でございます。

○伊豆原会長

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○岩月委員

一つ数字の面で、都心中心部 14.2%ということで、特に中心部のほうの緑化率が低くなっている。その中で、資料の9ページのピンクのところの中心部に、条例の上乗せを入れても10%で、果たして効果があるのかなという疑問を感じるわけです。むしろ両端の薄緑色のところは、左の図面で見ても、14.2%の中のかなりの部分をこの両端の地域が押し上げているのではないかと。真ん中についてはかなり低いのではないかなと見えるんですが、その見えるところで、やっぱり10%という目標の設定が低いような気がするんですけども、15%、あるいは5%というのは、法律上、これ以上の指定はできないということなのか、条例で上乗せする5%というのが、これもそういう制約があるのか。条例で規定すれば、もっと大きな数字でも義務づけすることができるのか。その数字について説明をいただきたいと思います。

○事務局

まず、都心中心部の緑被率14.2%ですが、残念ながら赤いところと黄色いところの分けがしてないものですから、ちょっと現状としてはわからないのですが、なぜここを10%にして、こちらを20%にしたのかという理由を御説明させていただきます。

この赤いところは、建ぺい率が80%ということで、敷地面積の8割まで建坪が取れますが、残りの部分が2割しかないんですね。2割に対して、その半分を目安に緑化してもらおうという考え方でございます。

黄色いところにつきましては、建ぺい率が60%ですから、敷地に対して6割まで建ててもいいものですから、残りの4割の半分を緑化していただくという考え方で制度をつくらせていただいております。

法律上の上限については、25%以上は定めることはできないこととされています。条例につきましては、任意ですので、上限が幾つという決めはございません。このような中で、シミュレーションを行い、目標の20%を達成するためには、20%と10%が必要だということでございます。

○伊豆原会長

よろしいですね。

○岩月委員

この緑化率の計算上、例えば地面でいうと、裸地で計算するのか、植栽を評価するのか。それから、屋上緑化で可もという話になるなら、例えば大型のプランターなんかは計算上

加算することができるのか、そこらあたりの、緑化率の積算の方法を確認したい。

それから、もう1点、先日、東庁舎の南側で壁面緑化を進めておる関係で、北側もやらないのかという話がありました。緑化を進めるときに、東西南北それぞれでかなり効果が違うような気がするんですけど、そういうことがカウント上、考慮されることになるのか。例えて言うなら、北側の壁面緑化にしても、軽減面積に入るのかというような意味合いで説明していただけたらと思います。

#### ○事務局

まず、緑化のカウントの方法ですが、プランターにつきましては、実施要綱の中で挙げようと思っております。今、私どもが考えているのは、プランターが50リットル以上で、なおかつ地面に定着しているものであれば可能としようと考えています。

それから、木についても、例えば高木の緑地面積についてはどういうふうなのかということについては、何通りか考え方ございまして、例えば樹高によって、これだけの樹高であればこれだけの緑被であると、これは都市緑地法の中で決められており、あと、例えば上から見て、枝の縦横の長さで面積を計算するだとか、幾つかの方法がございまして。

必ずしも緑が覆ってなくても、枝があれば、緑被率のカウントはできると考えております。

それから、東西南北の壁面緑化ですが、これについては、どこをやってもカウントができるという考え方をさせていただいています。

以上です。

#### ○伊豆原会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

#### ○片木委員

条例の5%という箇所には、かなりの抜け道があるようですね。実際に太陽光パネルが設置されていけば、緑化としてカウントしますと読みかえがなされるわけです。結局のところ、本当の意味で緑化されるのは、5%、15%だけなので、条例の5%を「緑化率等」と言うのは数字の遊びになってしまうような気がします。

#### ○伊豆原会長

今の御指摘については。

#### ○事務局

太陽光パネルなどの機器については、5%までカウントする予定ですが、豊田市の太陽光パネルの普及率が約3.6%でございまして。我々としては、太陽光パネルを今後も普及促進していただきたいものですから、こういう考え方をしているんですけど、今、現状の普及率だけを考えると、やっていただく方の約4%弱しか太陽光パネルのカウントをしないという現状を見ますと、5%の上乗せの条例をすることによって、太陽光パネルでカウントしたとしても都心中心部位の緑被率は20%を超えるという結果が出ておりますので、

目標値は達成するものと考えております。

○片木委員

それを「緑化率等」と言って良いのですね。

○事務局

緑化率等という中で、緑化を図っていただきたいし、太陽光パネルも普及させていただきたいという考え方でございます。

○伊豆原会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

御質問もないようでございますし、一応議論も出し尽くせたかなと思います。採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、採決を行いたいと思います。

第2号議案「豊田都市計画 緑化地域の決定について」原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いしたいと思います。

(挙手多数)

○伊豆原会長

挙手多数によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

本日予定されておりました議案は二つでございますが、それぞれ御承認いただきましたので、後ほど、市長に文書で異議のない旨の答申をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして議事を終了させていただきます。慎重な御審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは事務局に進行をお返しいたします。

○事務局

どうもありがとうございました。

## 5 その他

○事務局

それでは次第5のその他でございますが、全体を通しまして委員さんから何かございましたらお願いしたいと思います。

○岩月委員

会議録ですが、これ、ホームページに掲載されるのはいつごろになるかという確認をしたいのですが。資料に出ている第2回の分ですが。

#### ○事務局

今、先生方に校正のお願いをしておりますので、今月末が期限になっておりますので、その後、全体を修正し、署名していただきます。なるべく早めに掲載していこうと思いますが3月半ばを過ぎてしまうかもしれません。

#### ○岩月委員

意見ですけれども、公開でやっておる審議会の会議録が、12月20日ですよ。ですから、もう2カ月たっておるという状況の中で、少し遅いと感じます。ちなみに議会は一月半ぐらいで掲載しておりますので、もう少し早いペース。あるいは、きょうの時点でまだ載っていないということですよ。だから、2カ月後に審議会が開かれるのなら、その時点で載せておいていただくぐらいのことは御配慮いただいていいかなと思います。意見として申し上げます。

#### ○事務局

今後はなるべく早目に載せられるように努力したいと思いますので、お願いします。

ほかにはございませんでしょうか。

特に無いようですので、事務局のほうから2点ほど御連絡させていただきたいと思えます。

先ほど出ておりましたが、会議録についてですけれども、元原稿を作成しまして、本日御出席の方に送付させていただきます。修正等、確認していただきまして、返送していただきたいと思えます。それから、本日選出していただきました杉浦委員、播磨委員、そして伊豆原会長に署名していただきますので、よろしくお願ひいたします。署名が終了しましたら、委員の全員の方に送付させていただきます。あわせてホームページのほうにも掲載していきます。

それから、この都市計画審議会の委員についてですが、委員の皆様につきましては、平成22年度に委員として委嘱させていただきました。条例上、任期は2年間ということでありまして、今年度末をもって任期満了ということになります。22年度、23年度の2年間にわたりまして、大変お忙しい中、本審議会委員として御熱心に御審議いただきましたことを深く感謝申し上げます。

来年度以降につきましては、また新たに委員を選出させていただくわけですが、引き続き委員をお願いする場合もございませぬ。改めて、事務局のほうから御確認等させていただきますので、その際には、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、閉会とさせていただきますが、閉会の言葉を近藤調整監のほうから申し上げます。

### 閉会の言葉

#### ○近藤調整監

それでは、委員の皆様におかれましては、約2時間という長時間にわたりまして、いろ

んな御意見をいただきました。また、議案につきましても御審議をいただきまして、御承認いただきました。本当にありがとうございます。

今、司会のほうからお話もありました。今回の委員さんにつきましては、今回をもちまして任期ということで、改選される方、再任していただく方もあろうかと思いますが、2年間にわたって本当に活発な意見等いただき、市政に反映することができました。この場をかりまして、改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、長期にわたっていろいろ御意見いただきましたが、これをもちまして、平成23年度第3回豊田市都市計画審議会の閉会をさせていただきます。本当にありがとうございました。

○事務局

長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、すべて終了とさせていただきます。

(閉会時間 午後4時02分)

会議録署名者 議 長 \_\_\_\_\_ 印

委員1 \_\_\_\_\_ 印

委員2 \_\_\_\_\_ 印